
論文

調査環境について

大屋 祐 雪

1

統計環境（あるいは調査環境）という用語が、いつごろから統計界で用いられるようになったかについては、経済の高度成長の負の遺産である自然環境の破壊、生活環境の悪化が云々された時期より、いくらかおくれたの登場であることは、記録に徴しても明らかである^(註)。

(注)「調査環境という用語が公式の場で初めて用いられたのは、昭和47年10月、福島県で開催された第23回全国統計大会の席上でのことである」¹⁾。

環境庁が設置されたころ（1970～71年）の「公害論争」²⁾にあらわれているように、「環境の悪化」云々は、市民や住民がこれまでの生活や権利が、開発事業等によって侵害される事態をめぐっての問題提起で、根底に「命（いのち）と権利」の主張を秘めた「抵抗の論理」を内包するものであった。

環境問題のそのような歴史的な背景に徴すると、統計界で論じられている「調査環境悪化論」には、ある種の錯倒感を禁じえない。というのは、これまでいくたびか指摘しているように、統計調査は被調査者に対して一方的に申告を強要することによって成り立つ一種独特の社会的行為であり、調査される住・市民にとっては、それこそ時間潰しの、しかも直接には自分の利益にならない、場合によっては不愉快な、あるいはプライバシー（ないしは事業や営業の秘密）の侵害にもなりかねない、社会的個体にかんする情報の取得だからである。端的に言うならば、被害者は常に被調査者であり、加害者は調査者である。とはいえ、調査拒否が拡大しつつある、未記入や誤記が多くなった、調査票の回収に手間ひまがかかる、ドアも開けない、調査員になり手が無い、というような事態の発生は、統計機関や統計関係者にとっては、まさしく調査環境の悪化である。

上の叙述には二つの視座がある。すなわち前段のそれは、客観の視座からの統計調査をめぐる人間関係、なかんづく被調査者の態度、心証についての叙述であり、後段は、統計事業推進者の目に映じた調査環境悪化論である。それが実践＝主体の視座からの「ものの見方、考え方」であることは、あらためて指摘するまでもないことであろう。社会的には同一の事象が、

1) 工藤弘安「紹介『統計環境の実態』（大屋祐雪）」『統計学』No.37, 80ページ。

2) さまざまな市民運動と議論を経て、公害関係14法が成立したのは1970年末である。

主体の視座では、加害者である調査者があたかも被害者でもあるかのような心証をもち、客観の視座では被害者は被調査者であり、加害者は調査者という社会関係を反映する。したがって、実査環境の考察には統計調査の他の諸課業の考察にもまして視座の配慮が必要である。

2

統計調査なかんづく実査にかかわる社会的諸事象を統計環境とみるならば、実査を担う人間関係すなわち調査員と被調査者は統計環境を形成する要素であり、いうならばその自演者でもある。調査員を統計作業員として組織する中央、地方の統計機構と実査を法的に保証し規制する統計に関する基本法、当該統計調査の規則や調査要綱、調査の手引等々は、統計環境の現状に対処するための、そして自からもその素因となっている統計環境の制度的要因である。統計予算なかんづく当該統計調査の経費もその制度的要因の有力なものの一つである。また、わが国のような分散的中央集権型の統計制度のもとでは、経済社会の多様化、複雑化につれて、官・民の統計情報に対する需要も多様化し、新たに多くの統計調査が必要とされ、実施される。そのため調査の頻度や内容の重複もふえ、被調査者の申告負担は増大し、さきに指摘した統計調査の迷惑行為的側面が国民各層で強く意識されるようになり、実査をめぐる環境を一層深刻なものにする。しかし、統計環境にかんする上記の事情は、問題の性質からいえば統計制度論や統計政策論の課題である。したがってそのような制度的要因については現状を所与として、ここでは考察をもっぱら調査環境を文字通り支えている要素要因にしばらくしたい。

あらためて指摘するまでもなく、実査の課業は、調査票を媒体に被調査者と調査員との間でとり交わされる申告、確認、記入、審査であるから、それらの課業が面接法、留置法、郵送法等の、いずれの調査法によるにせよ、課業すなわち実査の場所は被調査者の居所、ないしは調査される組織の所在地である。

郵送法は調査組織や調査員を必要としないので、調査結果の資料価値は被調査者の当該調査への協力の度合と調査票の良し悪しにもっぱら左右される。それはそれとして、郵送調査は社会発展の現段階では、まだ統計調査の一般的な手続過程とはいえない。統計環境の著しい変化に対応するため、特定の地域について、ある種の統計調査が郵送法に依らねばならない事態があるとしても、実査環境の考察は基本的にはその課業の担い手である調査員と被調査者の生活環境と彼らの意識を中心になされねばなるまい。

調査票を取り扱ったさきの論文³⁾では、調査票の設計にあたって、国民的教養水準の下限を原則水準にしなければならない事由について述べたが、実査ではその教養水準を担っている被調査者個々人の生活状況と彼らの統計的精神とが調査の成否に大きくかわる。

3) 大屋祐雪「統計調査票について」北海学園大学経済論集 第36巻第3号(高岡周夫教授退職記念号) 1989. 56~7 ページ。

いま、統計調査の成否を調査票の回収率と回答内容の真実性の視点でみるならば、回答内容の真実性が、もっぱら統計調査に対する被調査者のさまざまな心的状況、すなわち「統計的精神」に依存するのに対して、回収率は、被調査者個々人の統計的精神のみならず、彼らの日常生活状況にも大きく依存する。ところで、上記の被調査者個々人の日常生活状況とは、調査員が被調査者に申告を求めため、調査票を配布、他計調査では面接、自計の場合は記入された調査票の回収を行う場所、またはそのチャンスが得られる生活空間と生活時間を意味する。いうならばそれは被調査者の地理的、物理的な生活空間と生活時間の日常的なあり方で、その状況は実査の難易にかかわるばかりでなく、調査不能の社会的条件である。

3

企業や事業所を対象とする統計調査では、それらの所在が明らかであれば面接不能の事態は一般的に生じない。したがって統計調査の成否は、多くの場合、当該調査への理解と協力、記入に必要なデータがあるかどうか、あるいはそういうデータの準備が所定の期間にできるかどうかの問題であるから、ここではさし当り議論の外においてよからう。

ところで、面接法や留置法にあっては、調査員が被調査者またはその世帯員に接触することができなければ、調査票の配布も回収も一般的には不可能である。したがって、被調査者が日常的に面接可能な生活状況にあるかどうかは、回収率に影響を及ぼす主要要因の一つである。

面接不能を統計調査の実態に即していえば、それには物理的に面接不能なケースと機会的に面接が不能な事態とがある。転出、長期出張、長期旅行等は前者に属し、調査員が定められた調査期間内に何回か被調査者世帯を訪問し、『不在世帯用のお願い』を入れたにもかかわらず、調査票の配布や回収ができないケースが後者である。この場合、被調査者が調査の趣旨を理解し、調査への協力の意志が強ければ、調査員との接触の機会を作れないことはないであろうから、この機会的面接不能のケースは、調査にたいする消極的非協力の一形態と理解することもできる。しかしながら、ここでは、面接不能を結果するそのような事態を、むしろ現代の統計調査が避けては通れない社会的背景ととらえて、調査環境論を考えてみたい。

機会的面接不能の社会的背景には、次のような状況がある。

(1) 単身世帯の増加 単身者はたいていアパートやマンションに住み、昼間は事業所や学校に通い、夜間、休日も家族の就縛からはなれて、比較的に自由な生活を送っているため、調査員が訪れても不在のケースが多い。したがって、彼らとの接触には「夜討ち朝駆け」が必須と言われている。

(2) 共働き世帯の増加 経済の高度成長は、労働に対する人びとの考え方や生活意識を変え、住宅をはじめ耐久消費財の購入、子供の教育費、レジャー費用の増大など相俟って、世帯主の収入を上回る生活様式へと国民を駆り立て、共働き世帯の傾向的な増加をもたらしてき

た。被調査者が共働き世帯の場合、彼らとの接触は夜間か休日に限られる。夜間訪問しても疲れていれば応対しがたらないし、調査票を受けとってもらいつ記入してくれるかわからない。また、回収の日時を約束しておいても、そのとき必ず在宅とは限らない。休日といっても彼らには社会生活上のさまざまな所用が、それまでに多かれ少かれ滞っているのが通例だからである。

(3) 通勤の遠距離化 核家族化の進行と地価や家賃の高騰は、必然的に通勤の遠距離化を促進する。とくに大都市の就業者においてはそうである。単身世帯や共働き世帯が遠距離通勤の場合は、機会的面接不能の状況は一段と深刻なものになる。

(4) 管理マンションの変容 最近のマンション事情は管理人のいるマンションから、オートロック式マンションへと移行している。訪問販売や犯罪防止のため、あるいはプライバシーを守るため、外部からの立入りを厳重にチェックする。チェックは統計調査員に対しても例外ではない。調査をいやがる心証がオートロックによって物理的に肩替りされ、調査員との接触を一方的に絶つ。いわゆる「ドアも開けない」ケースである。

もちろん、機会的面接不能は物理的面接不能や調査拒否あるいは非協力とは異なる調査対象状況であるから、指定統計調査のように法的に申告義務が課せられていれば、機会的面接不能の社会的状況にある調査対象者でも、通常はその大部分が調査員との接触の機会を作って、他計または自計による調査票の回収に応じることになる。そうはいっても、この範疇に属する調査対象者のすべてが、社会生活の日常の時間帯を変更してまで、調査される機会を作るとは考えがたい。そこに申告義務を課す統計調査への郵送法導入の関心が寄せられる。しかし、それにはまた新たな矛盾が予想される。郵送法では回収におのずから限界があり、また、不実申告の問題も新たな様相をとると考えられるからである。したがって、この問題は、統計法の解釈と調査票の運用、そしてさらにはわが国官庁統計の調査ならびに作成体系に新たな社会的、技術的課題を投ずることになる。

状況の理解のために、昭和60年国勢調査にかんして取りまとめられた代理申告、聞き取り調

表1 不在世帯の状況別の代理申告、聞き取り調査、指導員による代行調査の状況

(九大都市府県)

(単位：件)

区 分	総 数	代理申告	聞き取り調査	指導員による 代行調査
期 間 中 全 く 不 在	18,236	1,791	14,368	2,077
早朝・深夜以外は留守	33,081	3,012	25,931	4,138
数日に一度くらい帰宅	11,787	1,370	8,585	1,832
病 院 入 院 患 者	283	279	4	0
町内組織に未加入	60	10	0	50
老人ホームの入園者	142	22	120	0
そ の 他	7,669	63	3,179	1,288
計	71,258	6,547	52,187	9,885

(注) 総数には、処理方法不明のものを含むため内訳の計とは一致しない。

査，代行調査の状況を示す資料（表1）⁴⁾を掲げておく。

4

統計調査が妥当な計画と適切な実査体制で実施されるならば，調査の成否すなわちその結果である統計の情報価値が，被調査者個々人の調査への協力と，申告内容の正当さ（ウソでない正確な申告）に依存することは，あらためて言うまでもないことでさろう。

ところで，われわれは，さきに，統計に対する国民の理解，調査者への信頼と協力，申告に対する被調査者のさまざまな心証等を総称して「統計的情神」と呼んだが，この語を用いるならば，狭義の統計調査すなわち実査の考察には，その時代その社会における国民各層の統計的精神の現況と将来動向が問題になろう。

統計的精神像をどういう質問事項と回答項目でとらえるかは，それ自体むづかしい問題であるが，後掲の調査資料からその現況を知る手がかりとして，それらのことと関連がありそうな，いくつかの傍証資料を引いてみる。

1. 総理府大臣官房広報室「プライバシー保護に関する世論調査」1981年（総理府「81年プライバシー調査」と略記）。
2. 同 広報室「個人情報の保護に関する世論調査」1985年（総理府「85年個人情報調査」と略記）。
3. 同 広報室「個人情報の保護に関する世論調査」1989年（総理府「89年個人情報調査」と略記）。
4. 同 広報室「統計調査に関する世論調査」1989年（総理府「89年統計世論調査」と略記）。
5. 九州大学経済学部統計学研究室「統計環境実態調査」1978年（九大「78年統計環境調査」と略記）。
6. 統計数理研究所「統計環境に関する住民意識調査」1986年（統数研「86年統計意識調査」と略記）。

政府統計への関心度を問う総理府「89年統計世論調査」の「Q1 あなたは，国勢調査や物価調査などの統計調査の結果にどの程度関心がありますか。この中ではどうですか」にたいして，「関心がある」と答えた者は54.6%（「大いに関心がある」10.6%＋「ある程度関心がある」44.0%），「関心がない」と答えた者43.7%（「あまり関心がない」37.2%＋「全く関心がない」6.5%）となっており，関心をもっている者の割合は，それほど高くない^(注)。

(注) 同種の設問内容で質問文がどちらかといえば日常的なニュアンスの統数研「86年統計意識調査」の「問2 あなたは，テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などで見る統計数字や統計グラフに関心がありますか」には，次の回答が寄せられている。

4) 総務庁統計局 統計調査調査方法等研究報告書（昭和62年度・63年度）68ページ。

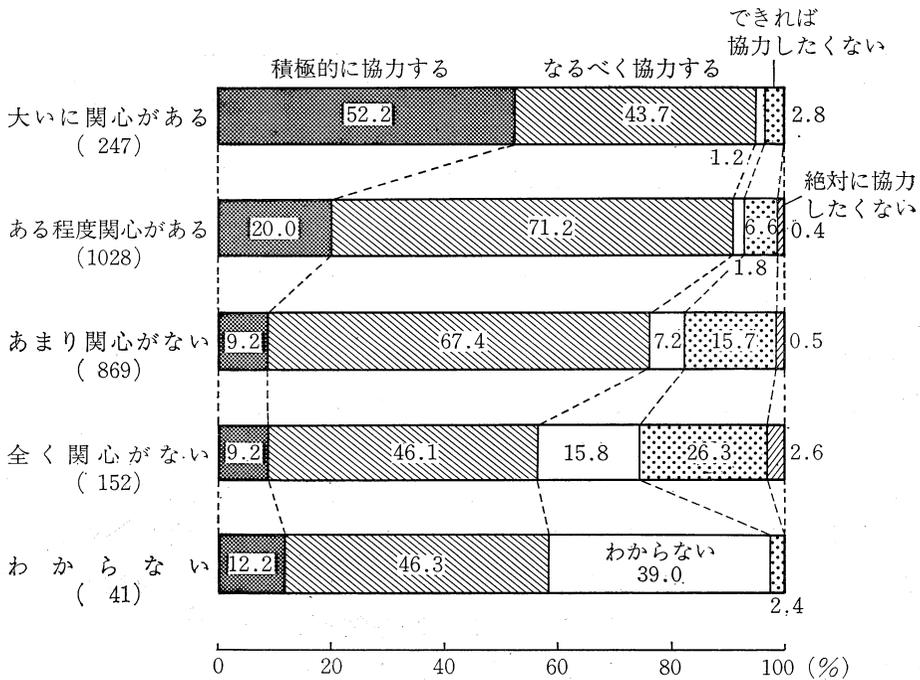
	広島市	横浜市	宇都宮市
1 関心がある	70.1%	73.5%	69.2%
2 関心がない	29.7	26.0	30.7
0 無回答	0.2	0.5	0.1

両調査にあらわれた関心度のちがいは、おそらく、質問文のニュアンスのちがいが原因。すなわち調査結果（第一次統計）と解説のための引用統計、換言すれば資料性格の差異に基因することであろう。その意味では同じ質問内容とはいいがたいが、統計に対する国民の関心の有様を知る手がかりにはなる。

総理府の同じ調査のQ6は「あなたが、もし国の統計調査に協力を求められたら協力しますか。この中ではどうですか」である。この問にたいして、「協力する」と答えた者は83.4%（「積極的に協力する」18.6%+「なるべく協力する」64.8%）と高く、「協力したくない」は11.3%（「できれば協力したくない」10.8%+「絶対に協力したくない」0.5%）である。

この「できれば協力したくない」意識の調査対象者が、前項でみた機会的面接不能の生活環境にいれば、面接不能が実際のこととなるか、あるいは「記入洩れ」や「不実記入」の調査票となって回収される。ちなみに、政府統計への関心度（Q1）と統計調査への協力度（Q6）の連関図表（図1）をみると、政府統計への関心が強い層ほど、統計調査に対する協力の心証も良いことがわかる。

図1 政府統計への関心度と統計調査への協力度



総理府統計調査に関する世論調査（1989年6月），集計表（58ページ）より作図

5

行政機関への不実申告やウソの回答には、被調査者に特有の自己防衛本能——申告に対する漠然とした不安、あるいは調査者（調査機関ないしは調査員）に対する不信任——、めんどうくさいという心情、そしておそらくはそのときの気分や「ムシの居どころ」というようなこと等も影響していることであろう。

総理府は、1985年実施の「個人情報の保護に関する世論調査」の一項目で、行政機関に対する申告の安心感、不安感を問っている。報告書から質問文と回答結果の一部（総数、年齢別）を引けば、次のごとくである。

「Q13 国や地方公共団体の行政機関の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らすことを法律上禁止されており、これに違反した場合は罰せられます。

あなたは、世間に知られたくないような事柄についても、国や地方公共団体の行政機関から申告を求められたら、安心して申告できますか、それとも申告するのに不安がありますか。この中ではどうでしょうか。

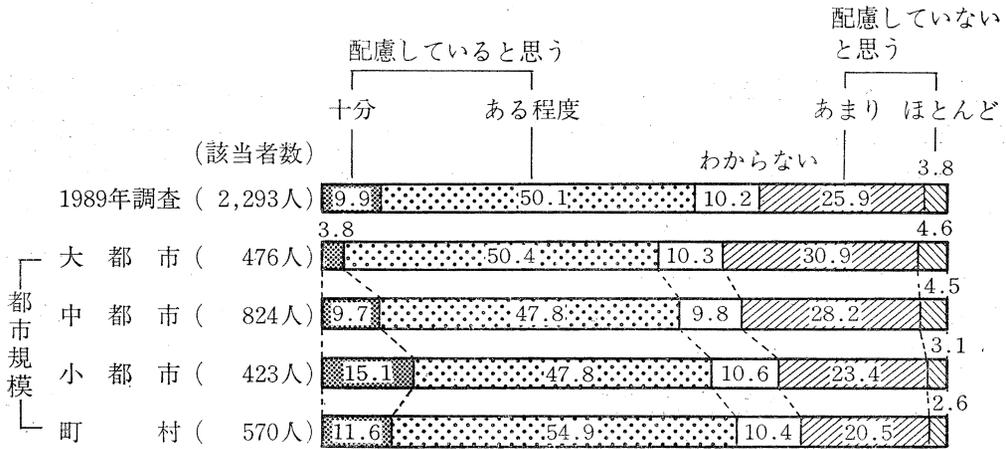
(ア) 安心して申告できる (17.2) (イ) ある程度安心して申告できる (36.9) (ウ) 申告するのにやや不安がある (28.2) (エ) 申告するのに不安がある (8.7) (オ) わからない (9.0)」。]

一見して明らかなように、この質問文には最初に、公務員の守秘義務とこれに違反した場合の罰についての説明があり、その後で、行政機関への申告についての安心感、不安感が問われている。前段の説明が後段の回答部分への「引っぱり」（誘導）になっていることは、あらためて指摘するまでもないことであろう。それにもかかわらず、「申告するのに不安がある」とする者の計が36.9%（「やや不安がある」28.2%＋「不安がある」8.7%）に達している。しか

表2 行政機関に対する申告の安心感（総数、年齢別）

	該当者数 人	安心して 申告でき る	安心して 申告でき る	ある程度 安心して 申告でき る	申告する のに不安 がある	申告する のにやや 不安があ る	申告する のに不安 がある	わからな い
		%	%	%	%	%	%	
総 数	2,367	54.1	17.2	36.9	36.9	28.2	8.7	9.0
[年 齢]								
20～29歳	334	47.9	7.5	40.4	44.9	35.0	9.9	7.2
30～39歳	525	53.3	13.0	40.4	41.1	32.0	9.1	5.5
40～49歳	539	53.4	18.0	35.4	40.3	29.7	10.6	6.3
50～59歳	490	58.8	19.8	39.0	32.9	25.7	7.1	8.4
60～69歳	314	55.4	23.6	31.8	31.5	24.8	6.7	13.1
70歳以上	165	54.5	27.3	27.3	18.8	11.5	7.3	26.7

図2 行政機関は個人情報の保護について配慮しているか



総理府 個人情報の保護に関する世論調査報告(1989年6月)15ページ。

も、年齢階層別の欄をみると、「不安がある」と答えた者の割合は、高年齢層から若年齢層へと傾向的に増大している。しかしこの傾向が若年齢層ほどプライバシー意識が強いといわれる社会的風潮の現われなのか、あるいは様々な社会生活を通しての時系列的な経験則の反映なのか、この回答結果だけでは推断しがたい。おそらく双方の作用結果であろう。

総理府は1989年に再度、「個人情報の保護に関する世論調査」を実施している。その質問事項の一つに、「Q10 個人の情報を収集して利用している行政機関は、個人情報の保護について、どの程度配慮していると思いますか。この中ではどうでしょうか」がある。

「(ア) 十分配慮していると思う(9.9%) (イ) ある程度配慮していると思う(50.1%) (ウ) あまり配慮していないと思う(25.9%) (エ) ほとんど(全く)配慮していないと思う(3.8%) (オ) わからない(10.2%)」が、その回答結果である。

なお、図2の都市規模欄の数値は、行政機関の個人情報の保護について、「配慮していないと思う者」の割合(「あまり配慮していないと思う」+「ほとんど(全く)配慮していないと思う」)が、大都市(35.5%)、中都市(32.7%)、小都市(26.5%)、町村(23.1%)と、都市の大小と傾向を同じくしていることを示している。個人情報の取扱いに対する住民意識は世代の相異にとどまらず、生活環境の都市化とも関連があることが、推察できる。

ところで、被調査者は個人情報の取扱いの、どういう具体的運用に不安を感じているのか、その点を調べたものに総理府「89年個人情報調査」の「Q9 行政機関や民間企業などはその活動のため、いろいろな個人の情報を取扱っていますが、あなたはこれについて不安を感じることがありますか。次に挙げたものについてそれぞれお答えください」がある。

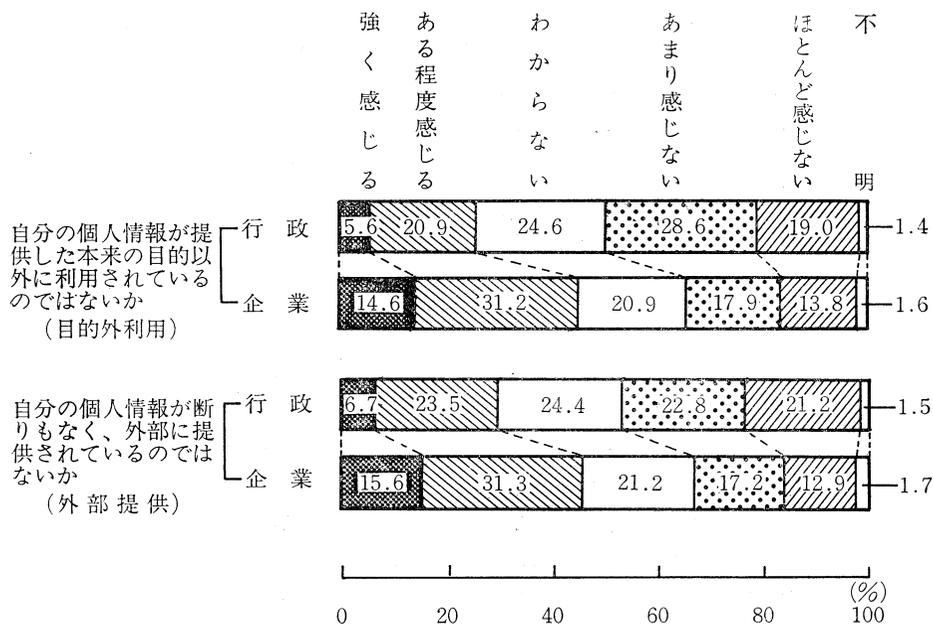
報告書は「自分に関する資料が自分が承認していた目的以外に利用されているのではないか。

感じると答えた者は40.％（強く感じる7.8％+ある程度感じる2.3％），感じないと答えた者は54.5％（あまり感じない34.2％+ほとんど感じない20.3％）となっている」（同報告書 14ページ）。また、「自分に関する資料が本人の承諾なしに洩らされているのではないか。感じると答えた者は39.8％（強く感じる8.4％+ある程度感じる31.4％），感じないと答えた者は54.4％（あまり感じない33.0％+ほとんど感じない20.4％）となっている」と記している（同14ページ）。

説明文の前段は個人情報のいわゆる目的外利用の数値であり，後段は外部提供に関するものである。しかしこの設問Q9は，個人情報の運用についての被調査者の不安の心証を聞く質問文としては適切ではない。というのは，行政機関と民間企業とを区別することなく一括して，個人情報の取扱いについての不安の程度を問うているからである。被調査者はおそらく戸まどいを感じながら，発問に応えたことであろう。Q9と同じ設問と回答項目で，「行政機関と民間企業の場合の両方について，それぞれお答え下さい」と問うた回答が次図に示めされている。

この図3によれば，行政機関よりも民間企業における個人情報の取扱いに対する不安が一段と強いことが明らかであるが，ここではさし当り，行政機関に対する不安だけに注目しよう。行政機関で「自分の個人情報が本来の目的以外に利用されているのではないか」と不安を感じる者は26.5％であり，「自分の個人情報が断りもなく，外部に提供されているのではないか」に不安を感じる者30.2％となっている。もちろんこの数値は全国を対象地域としたものではない

図3 個人情報の取扱いについての不安



く、一地方公共団体（福岡県）の「県民意識調査」（1990年）の結果であるが、本節の冒頭に引いた総理府「85年個人情報調査」Q13の回答（前出表2）中の「申告するのに不安がある」と答えている36.9%に見合うものである。数値のちがいは両調査における「わからない」の比率に基因していると思われる。それは福岡県の実査が郵送・自計・留置法であるのに対して、総理府のこの調査は調査員による面接聴き取りだからである。周知のように、質問内容がむずかしくなればなるほど、自計方式では「わからない」回答が多くなり、面接聴き取りではその点をかなり防止することができるからである。

（注）両調査とも層化2段無作為抽出法によっているので、それぞれに標本誤差が含まれている。また、福岡県民の意識という地域特性があることも否定できない。それらの点を認めたと上で、被調査者の申告に対する心証を問題にしているのが、本稿の主題である。

ところで、行政機関における個人情報の取扱い一般についての不安感と、統計調査に限っての申告内容の取扱いについての不安感との間に、どの程度の同等性、差異性があるのかは、本当のところ解らない。しかし、国や地方公共団体が実施する統計調査は、まぎれもなく、行政機関が国民に求める申告なのであるから、統計調査にかかわる申告の不安感も、前出Q13の回答結果（表2）に近い水準とみて大過なからう。統数研の「86年統計意識調査」によれば、問10と問11に対して次掲のような回答結果があらわれている。

問10 あなたは統計調査に答えた内容が調査員からもらえることがありますか。（単一回答）

	広島市	横浜市	宇都宮市
1 絶対ないと思う	14.1%	9.0%	10.3%
2 まあないと思う	40.8	34.9	38.4
3 少しはあると思う	26.9	33.8	29.9
4 かなりあると思う	5.3	9.8	5.9
5 わからない	12.3	11.6	15.1
0 無回答	0.6	0.9	0.5

問11 あなたは統計調査の結果が国や地方公共団体で統計以外の目的（たとえば徴税や国民総背番号制など）に利用されることがあると思いますか。（単一回答）

	広島市	横浜市	宇都宮市
1 絶対ないと思う	12.2%	9.6%	10.0%
2 まあないと思う	33.7	33.0	36.6
3 少しはあると思う	25.1	26.6	24.7
4 大いにあると思う	7.4	9.9	7.0
5 わからない	21.1	20.3	20.4
0 無回答	0.4	0.7	0.5

3都市間に顕著な差はない、とみてよからう。調査内容の漏洩、調査結果の目的外利用について、調査対象者のほぼ3分の1が、そのおそれ「あり」と思っていることが解る。いうまでもなく、統計法にかかわる政府の統計調査については、調査内容の漏洩や調査結果の目的外利用に関してきびしい規定があり、また、前出Q13の質問文のように、「正解回答」への誘導が行間に示めされているにもかかわらず、被調査者たちの申告不安の心証が上掲表2の様であることは、まさしく実査環境を醸成する重要な意識要因の一つと言うべきであろう。

6

ここに政府統計に対する信頼度を問う総理府「89年統計世論調査」の結果がある。「Q4 あなたは、国の統計調査の結果をどの程度信頼していますか。この中ではどうですか。まず、『人口に関する統計』についてはどうですか」の回答をみると、人口統計に対する信頼は高い(84.1%)が、「物価に関する統計」については58.8%、「住宅に関する統計」については60.0%である。なかんづく、物価統計に対しては、ほぼ3割の者が信をおいていない。

ここでは、「信頼していない」(あまり信頼していない+全く信頼していない)の回答を寄せた調査対象者に注目する必要があるだろう。なぜならば、その数字には「自分が、もし、その調査の対象者であったら、ある程度の実申告をしたかもしれない」、あるいは「調査にはある程度のウソはつきもの」という漠とした心証があらわれているように思われるからである。

そうした調査対象者の心証をより多くの調査事項について問うたのが、九大「78年統計環境調査」の「問17 統計調査で次のような項目について聞かれたら、ふつうの人はどうしていると思いますか。a) まず、『年齢』を聞かれたら、つぎのどれでしょうか」である。そして回

図4 統計調査の結果への信頼度

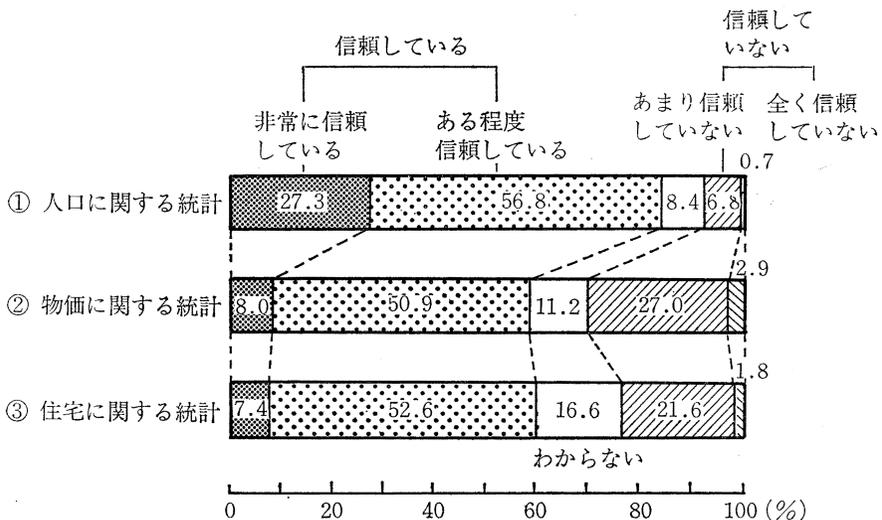
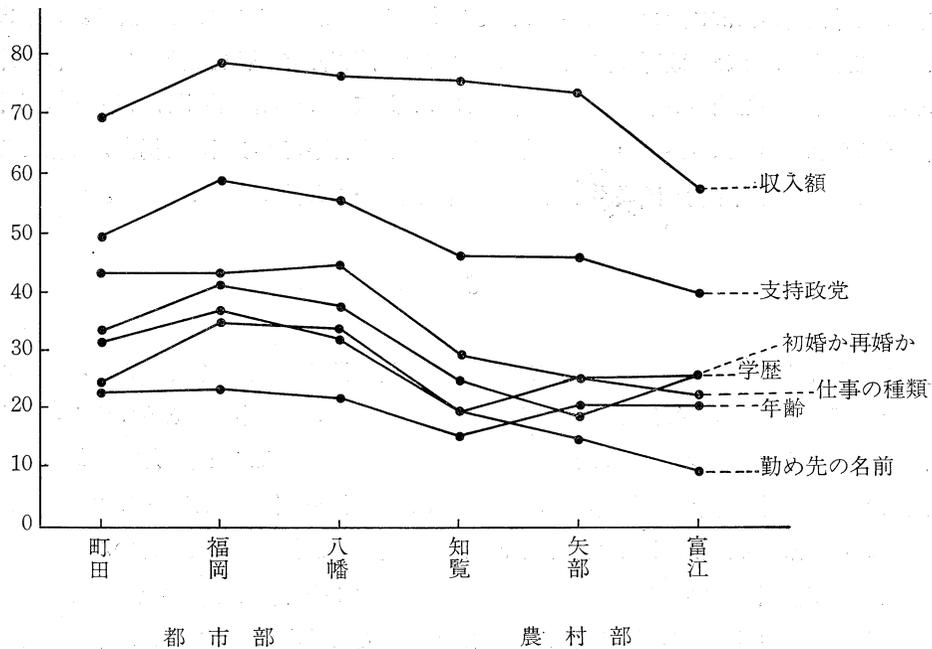


図5 回答心証の真実性（「少しはウソがあるかもしれない」+「答えないだろう」の比率）



「統計環境の実態」(九大) 問17の地点別単純集計表(132-156ページ)より作図。

答肢は「①ありのままに答える人が多いだろう。②少しはウソがあるかもしれない。③答えないだろう。④その他 ⑤わからない(DK)」である。つづいて、「b) 仕事の種類(職種)」、「c) 学歴」、「d) 支持政党」、「e) 収入額」、「f) 勤め先の名前」、「g) 初婚か再婚か」を、「a) 年齢」の場合と同じ発問・回答の形式でこの調査は問うている。

図5は、回答のうち「②少しはウソがあるかもしれない」と「④答えないだろう」の合計を、調査地点別に図示したものである。前者は不実申告、後者は非協力的あるいは消極的調査拒否の心証とみておこう。

図から次のことが読みとれる。

- (1) 調査地点のいずれにもにおいて、すくなくない割合の被調査者が統計調査にたいして、不実申告ないしは非協力的あるいは答えたくない心証をもっている。
- (2) そういう心証をもっている者の割合は、農村部より都市部が概して高い。
- (3) 「少しはウソがあるかもしれない」+「答えないだろう」の割合が高い調査事項は、「収入額」の58% (富江) から79% (福岡) を最高に、以下、「支持政党」(40~59%)、「学歴」(26~45%)、「初婚か再婚か」(20~42%)、「仕事の種類」(17~37%)、「勤め先の名前」(15~33%)、「年齢」(15~23%)の順である。

ちなみに、「他人に知られたくない個人の情報」事項を調査した総理府の「89年個人情報調

査から、前記7項目の順位とそれぞれの割合を引くと、収入・財産(48.1%)、支持政党、信条(15.8%)、学歴、職歴(14.2%)、職種・地位(11.2%)、結婚歴(10.2%)、生年月日(6.4%)の順である(報告書 2ページ)。

ところで、九大調査の前記の結果については若干の留保が必要である。それは、たとえば、「収入額について聞かれたら『あなたは』ありのままを答えますか」という問い方でなく、「『ふつうの人は』どうしていると思いますか」という質問形式を採っていることである。常識的に好ましくないと考えられている行為の心証を、ストレートに面接法で本人に問うことは、本音と建て前を使い分けるある割合の調査対象者から、その問をめぐって真実の回答がえられないばかりでなく、他の質問事項についても回答の拒否や「わからない(D. K.)」の心証を誘発させ、結果的には調査資料としての価値を大きく損うことにもなりかねない。そのことを慮って、この調査では、調査拒否、非協力、無関心、虚偽の申告、答えない、等々の心証を、第三者(世間一般の人)の行為として調査対象者に憶測させ、その記入の全体状況から、間接的に被調査者の心証をのぞく形式の質問法がとられている。

したがって、九大調査での「少しはウソがあるかもしれない」、「答えないだろう」の割合が、政府の統計調査の実際に、そのまま当てはまるわけでは勿論ない。なぜならば、調査機関は調査の都度、所与の条件の下で最も適切と考えられる対策を立て、実査の準備的課業としてその実効を期すだろうからである。しかし、調査が終り、時が経てば、人びとの統計的精神も再びもとの状況へと回帰する。それは、彼らの不断の経済的、政治的、文化的、宗教的な社会生活こそが、彼らの日常であり、統計調査はもともと日常的な社会的行為ではなく、被調査者にとってはそれこそ「一過性」の、換言すれば「そのとき限り」の申告行為にほかならないからである。

統計調査に対する不実申告や「答えたくない」という被調査者の心情には、調査者と被調査者をとりまく階級関係や利害関係に根ざす調査者や調査員に対する不信感、あるいは地縁、血縁、近隣等の人間関係を慮る防衛本態、さらには見栄やプライバシー意識も働くことであろう。

プライバシーの心証は多様であり、またその意識には個人差がある。同じプライバシー事項でもそれが問われる状況、なかんづく相手との関係によって、その侵害に対する権利意識の発現も異なる。次表3は、プライバシーにかかわる個人に関する情報事項を調べたものである。調査者、調査地域、調査の時、および質問文は、下記のように同じではないが、同表には共通の項目に対する回答結果が示されている。

総理府(1989年 全国)「Q4 他人に知られたくない個人の情報としていろいろあると思いますが、この中で他人に知られたくないものがありましたら、いくつでも結構ですから選んでください」。

福岡県(1990年 全県)「個人情報には次のようなものが主に考えられますが、この中であなたが他人に知られたくないと思うもの(プライバシーにかかわること)はどれですか。

表3 知られたくない個人情報に関する調査

調査時期	1989年	1990年	1986年		
調査者	総理府	福岡県	統数研		
地域	全国	全県	広島市	横浜市	宇都宮市
所得・税額	} 48.1	53.6	54.9	55.8	59.0
資産・負債		47.6	68.0	69.5	71.2
電話番号	} 10.9	26.5	34.2	41.1	35.8
氏名		11.3	33.1	36.0	35.6
住所	} 15.8	12.8	28.6	33.7	30.9
支持政党		15.6	26.3	31.4	28.3
信仰・主義・主張	} 14.2	14.9	22.6	27.3	21.1
学歴		24.9	21.0	23.7	22.7
勤め先	14.2	12.6	16.5	22.8	15.3
痛歴・心身障害の記録	14.2	27.9	20.3	25.0	21.9
親籍、友人関係	24.1	13.2	19.5	27.4	20.5
年齢(生年月日)	6.4	14.3	11.5	12.4	10.7
結婚歴	10.2	19.5	5.5	6.7	6.1
続柄	3.7	—	4.8	5.8	4.3
年金・福祉の記録	13.4	22.3	—	—	—

いくつでも選んでください」。

統数研(1986年 三市)「一般に統計調査において、あなたが答えたくないと思うのはどんな事柄ですか。次の答えの中から答えてください(複数回答)」。

ちなみに記せば、総理府と統数研の調査方法は「調査員による面接聴き取り」であり、福岡県のそれは前記のように「郵送・自計・調査員回収」である。

「他人に知られたくないと思うもの」あるいは「答えたくないと思う事柄」についての回答結果に差があるとはいえ、三調査ともおおそ同類の特徴を示めている。なかでも所得、税額、資産、負債等の経済的利害にかかわることが圧倒的に高く、統計調査で「答えたくないと思う事柄の上位」に電話番号、氏名、住所など、特定個人が識別される情報すなわち調査票の「確認調査事項」が挙っているのが注目される。また、広島、横浜、宇都宮の三市の回答結果が、個人情報事項の「答えたくないと思う」ランクおよびその比率とも、ほぼ同傾向、同水準であることにも関心がもたれる。個人の精神的内面にかかわる事項や本人の経歴、家族関係事項等は、三調査ともその次のランクにある。

いずれにしても、「他人に知られたくないと思うもの」と統計調査で「答えたくないと思う事柄」とは、被調査者の同じ心的状況から出たものであろうし、それらはまた、統計調査に対して「少しはウソがあるかもしれない」とする前述の不実申告の心証と一脈相通じる統計的精神のマイナス面のあらわれであろう。

わが国の統計法(昭和22年法律第18号)は指定統計調査にかんして「申告の義務」(第5

条)のみならず、「虚偽の申告をした者」に対する罰則(第19条)を定めている。しかし、この法律の存在はその公布から半世紀を経たこんにちでも、なお国民に侵透しているとは言い難い。次表は統数研「86年統計意識調査」問15の結果である。「あまり知らない+全く知らない」者の割合が三都市いずれにおいても60%を越える高い比率であることが注目される。国民に対する義務を課す法律の認知度としては、余りにも低いと言うべきであろう。

問15 あなたは、国や地方公共団体が実施する統計調査には、統計法(昭和22年法律第18号)という法律があり、国民は申告の義務があることをご存知でしょうか。(単一回答)

	広島市	横浜市	宇都宮市
1 よく知っている	12.2%	11.8%	11.0%
2 何となく知っている	22.1	19.3	20.7
3 あまり知らない	27.8	26.8	26.6
4 全く知らない	37.0	40.5	40.2
5 その他	0.1	0.1	0.3
0 無回答	0.8	1.5	1.2

統計環境に関する住民意識調査 I・報告集(統計数理研究所1988.12) 22ページ。

7

統計調査ばかりでなく、「調査」と名のつく社会的行為は、一般的に、国民から歓迎されない。九大「78年統計環境調査」は問16「a)世論調査で、新聞社からあなたの意見を聞きにきたとしたら、あなたは、あまり気がすすまなくても答えますか、それとも、気がすすまなければことわりますか?」。「b)新聞社の調査ではなく、国の統計調査だったらどうしますか?」を、同じ回答肢で問うている。表4はa), b)の回答結果を対比したものである。

調査への協力の心証を国と新聞社とについて較べてみると、国の統計調査に対しては「気がすすまなくても答える」とする者の割合は、ほぼ6割から8割の範囲であるのに比し、新聞

表4 新聞社の調査と国の統計調査

地点単純集計	1. あまり気がすすまなくても答える		1. 気がすすまなければことわる		3. その他	4. D. K	有効標本数 1435人	
	新聞社	国	新聞社	国	新聞社	国		
都市部	町田	27.8	75.6	67.0	22.0	5.2	2.4	209
	八幡	29.7	79.0	61.4	15.9	3.6	5.1	138
	福岡	36.1	72.2	58.3	19.9	5.6	8.2	374
農村部	矢部	34.7	60.4	58.3	31.0	7.1	8.6	326
	知覧	28.4	65.0	60.1	26.8	11.5	8.2	183
	富江	30.7	60.0	63.9	29.3	5.4	10.2	205

「統計環境の実態」(前出)124ページ, 128ページより作表。

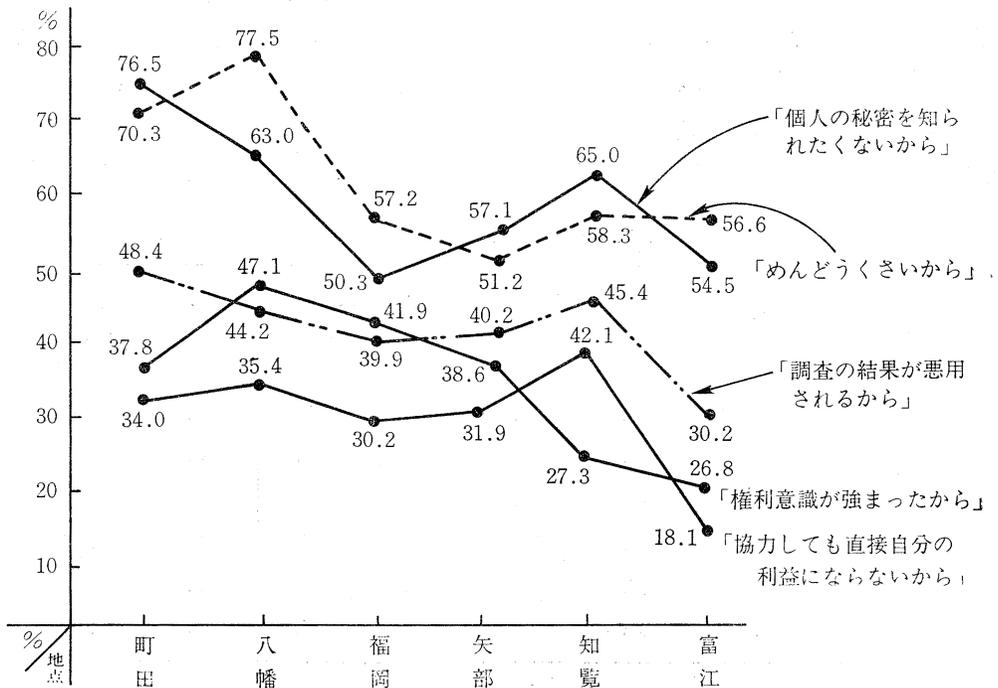
社の世論調査に対しては、その割合が3割前後である。また「気がすまなければことわる」と答えた者の割合も、国の統計調査に対するその比率が25%前後であるのに比し、新聞社の世論調査に対しては、ほぼ6割を占めている。もちろん、被調査者がいだけ上記の心証が、調査にさいして、なかんづく面接聴き取り調査では、そのまま現われるとはかぎらない。なぜならば、拒否意識の強い人は別として、普通の人は、答えたくない心証であっても、調査員と向い会えば答える心証になるという対面効果があらわれるからである。対面効果がプラスになるかマイナスになるかは調査員の態度や能力に依存することは言うまでもない。

なお、この調査では、「あまり気がすまなくても答える」という心証の人の割合が、国の統計調査にかんしては、農村部より都市で高くあらわれている。おそらく都市と農村における学歴構成の違いによるものであろう。参考として掲げられている「6地点計」の学歴別をみると、「あまり気がすまなくても答える」は、小学卒で67.3%、中学卒が58.3%であるのに比し、大学卒は79.1%と高く、しかも都市と農村における大学卒の学歴構成比には顕著な差があるからである。

調査に対して気が進まない被調査者の様々な心証を、九大「78年統計環境調査」は、次のように問うている。「問13 最近、調査をことわる人がふえているといわれています。つぎのことがらは、調査をことわる人がふえたことの原因として、どの程度大きいと思いますか？。

a) 個人の秘密を知られたくないから、というのはどの程度の理由でしょうか？ 1. 大き

図5 調査をことわりたい理由についての憶測



な理由になっている 2. 少しは理由になっている 3. あまり理由になっていない 4. 全然理由になっていない 5. その他。6. D.K.」。以下、同じ回答肢で、「b) 調査の結果が悪用されるから、というのはどの程度でしょうか?」「c) 調査に協力しても直接自分の利益にならないから、というのは?」「d) めんどくさいから、というのは?」「e) 個人の権利意識が強まったから、というのは?」。

図5は、それぞれの質問について、「1. 大きな理由になっている」と「2. 少しは理由になっている」と答えた者の地点別の合計をグラフに描いたものである。

「めんどくさいから」と「個人の秘密を知られたくないから」が、調査をことわりたい心証の形成に大きくかかわっていることがわかる。またこのグラフは調査された事項のいずれについても、調査をことわりたい心証の回答割合が、いくらかの攪乱を含みながらも、大局的には、離島（富江）→農村（矢部，知覧）→都市部（福岡，八幡）→大都市団地（町田）へと拡大傾向にあることを示めている。それは、都市化と実査環境を形成する被調査者の心証との間に深いつながりがあることを、われわれに示唆するものであろう。

8

統計や統計調査に対する国民の心証が、本稿で考察したような状況であるとすれば、調査者は、それらの心証を現段階における統計的精神の国民的諸相と理解して、調査の準備なかんづく広報宣伝，調査員の募集と訓練，調査票，調査の手引，指導員の手引等の関係資料の作成に当らねばならないだろうし、また、調査票の運用・管理（実査，点検，回収）についても、それらの心証と機会的面接不能の存在を、所与の実査環境として、きめこまかな対応策が状況に応じて講じられねばならないだろう。調査計画にとっても実査の指導，管理にとっても、当面の実査環境の認識，把握はその成功のための不可欠の前提と言っても、決して過言ではない。試験調査のねらいの一つは、まさに上述の点の状況把握にある。

ところで、被調査者の調査への協力の心証は、具体的には、調査票への記入、ないしは調査事項にたいする回答となってあらわれる。したがって、自計であれ他計であれ、調査票に記入された統計単位情報には、被調査者の調査に対するそのときそのときの心証が、ある種の回答の“ゆらぎ”として入りこんでいる。しかし、そのような“ゆらぎ”の回答でも、ひとたび調査票に記入されると、それは、もはや動かしがたい確たる統計単位情報の装いをもつ。したがって、検査や審査の段階で担当者の目に、それが明らかな「記入ミス」と映じないかぎり、個人情報“ゆらぎ”は調査票と共に集計，分類され、統計の偏り（bias）となって統計値にふくまれる。測定値の“ゆらぎ”は偶然誤差の性質をもつがゆえに、大数観察によって消去されるが、統計単位情報にふくまれる“ゆらぎ”は、集計されることによって統計の偏りに転化する。統計情報の重要な性質の一つである。この点の理解も実査環境論の意義であらう。